平成 24 年 10 月 16 日

各　位

会 社 名　応用地質株式会社
代表者名　代表取締役社長　成田　賢
（コード番号 9755　東証第１部）
問合せ先　取締役常務執行役員
事務本部長　河野 啓三
（TEL：03-3234-0811）

会社法施行規則第 118 条に定める「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の決定についてのお知らせ

当社は、平成 24 年 10 月 16 日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（会社法施行規則第 118 条第 3 号、以下「基本方針」といいます。）ならびに、この基本方針を実現するための取組み（同条第 3 号ロ）について決議を行いましたのでお知らせいたします。

平成 18 年の金融商品取引法の施行以来、買収防衛策をめぐる諸々の動向も踏まえつつ当社としての対応につき検討を継続してまいりました。金融商品取引法の施行により株式の大規模買付行為に対する手続きが整備され、株主及び投資家の皆様が大規模買付行為を適切にご判断されるための情報や時間を確保する目的は一定程度担保されましたが、我が国の資本市場においては、対象となる企業の株主及び投資家の皆様や経営陣の賛同を得ずに一方的に大規模買付けを提案される可能性を否定することはできません。

現時点において、当社の株式に対して大規模買付行為が行われているわけではありません。また、今回の取締役会決議は、新株及び新株予約権の割当てなどを用いた具体的な買収防衛策の導入について定めるものではありません。しかし、将来、大規模買付行為がなされた場合に、株主及び投資家の皆様に大規模買付行為に応じるか否かを適切にご判断いただくために必要かつ十分な情報及び時間を確保・提供するための手続きを予め定めておくことが必要であると判断いたしました。

記

Ⅰ　当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主及び投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものでない限り、一概に否定されるものではなく、最終的には株主全体の意思により判断されるべきものと考えております。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、その目的などから見て、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れがあるもの、対象となる会社の取締役会や株主が株式の大規模買付行為の内容などについて検討し、あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象となる会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、対象となる会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えています。

この実現に資する取組みとして、当社は、当社の株式に対する大規模買付提案がなされた場合、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かという観点から、まず、当社取締役会が情報の収集及び検討などを行い、その結果や当社取締役会としての意見を株主の皆様に開示することにより、当社の株主の皆様が十分な情報のもと、適切なご判断を行って頂けるような仕組みを構築することが不可欠であると考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為がなされた場合には、株主の皆様から経営を負託された機関として、株主の皆様の意思を最大限尊重しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するよう適切に対処していく所存です。

Ⅱ　基本方針を実現するための当社の取組み

当社は、上記の基本方針の実現に資する特別な取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(1)）として、中長期的な視点に基づいた経営への取組みこそが当社グループの企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものと考えています。

（１）長期事業計画の実行による企業価値向上のための取組み

当社グループは、「人と自然の調和を図るとともに、安全と安心を技術で支え、社業の発展を通じて社会に貢献する」との経営理念に基づき、社会・経済環境、営業環境等の急激な変化に対応した経営戦略の見直しを行い、実現したいビジョンを明確にした「応用地質グループ長期経営ビジョン（OYO2020）」を 2009 年に発表しました。

この OYO2020 では、2020 年に向けて、日本のみならず世界が求める「持続可能な社会の構築」に貢献する、社会科学的な視点も備えた、地球科学に関わるグローバルな総合専門企業グループとなることを長期目標としております。

なお、当社が貢献すべき主要なテーマは以下のとおりです。

①安全と安心の確保

②地球環境問題への対応

③エネルギー・資源問題への対応

④豊かな暮らしを支える公共インフラ問題などへの対応

そして、2020 年までの道程を助走も含めた三段跳びに例えて 4 段階に分け、2009 年を第 1 期準備計画段階:「助走（具体的な一歩を踏み出す）」、2010 年～2013 年を第 2 期試行段階:「ホップ」、2014 年～2017 年を第 3 期施策展開段階:「ステップ」、そして 2018 年～2020 年を改革の成果をあげ大きく発展する第 4 期飛躍段階:「ジャンプ」として推進しています。

（2）長期経営ビジョン OYO2020 における当社グループの基本戦略

①ブランド戦略

当社は、1957 年の設立以来、お客様の課題を十分に理解したうえで、ニーズを的確に把握し、最適なソリューションを提供することで、お客様の「信頼」「安心」「期待」にお応えすることがブランドであり、提供する商品・サービスのお客様から見た付加価値を高めることにより企業価値の向上を図る戦略が「ブランド戦略」であると考えてきました。

そして東日本大震災からの国土の復旧・復興に向けた貢献を通じて更に OYO ブランドの向上を図るべく事業展開を行っています。このブランドイメージを支える主要な強みは以下のとおりです。

・防災分野、環境分野、建設分野、維持管理分野、エネルギー分野等、脆弱な日本の国土において持続可能な社会を構築するために必要な分野で事業展開をしている。
・国内を中心に、地盤情報や災害情報に係る膨大なデータ、知見を保有している。
・地震、豪雨等の自然災害発生時の対応を含め、当社グループの技術力、対応力に対して公共機関を中心として、お客様から大きな信頼を得ている。
・計測機器事業部門を持ち、調査から計測まで幅広いソリューションを提供できる。
・国内外に地球科学に係る多様なグループ会社を保有し、海外計測機器事業においては、オンリーワンの物理探査機器メーカを保有している。

②KIPS 技術戦略

KIPS 技術戦略とは知識（Knowledge）・調査（Investigation）・予測（Prediction）・解決策（Solution）の 4 種に分類した技術の頭文字を並べ呼称したものです。

地球科学に係る確固たる基礎技術を保持するために、当社グループの以下の基盤技術の高度化を図り、それを当社グループの最大の強みとして発揮することにより差別化を図ります。

・知　識　⇒　地盤に係る膨大な情報のデータベース構築、科学技術的知見の集積
・調　査　⇒　調査技術、モニタリング技術の高度化
・予　測　⇒　モニタリング技術、シミュレーション技術の高度化
・解決策　⇒　コンサルタント力、評価技術（工学、社会、経済等）の高度化

そして、社会科学的な視点も備え、新たな価値や政策などを発信・提言する機能を有する地球科学系シンクタンク機能を当社グループ内に構築することを目標としています。

（３）長期経営ビジョン OYO2020 の進捗：第２期試行段階 OYO Hop10 の実行

2010 年～2013 年の中期経営計画 OYO Hop10 は、今後当社グループが大きく成長するために、様々な方策を試行・実行し、既存コア技術の強化や不足するリソースの入手を行うことにより、新市場の開拓、成長市場への参入、新たな事業展開を推進する枠組みと、次の成長に向けた土台を構築する期間と位置付けています。

そして、売上構成比で 70%以上を占める調査・コンサルティング事業を中心に、成長に向けたビジネスモデルを再構築いたします。具体的には、国内を中心とした調査・コンサルティング事業の戦略を「地域拠点戦略」から「事業展開戦略」に転換いたします。既に全国の地域に配置した拠点の再編を開始し、注力分野である防災分野、エネルギー分野、計測サービス分野、維持管理分野への資源の集中を行っています。

また、当社グループは、防災分野と環境分野について、積極的な取組みを世界的に展開しています。

防災分野については、国内のみならず地震が多発する環太平洋、中央アジア等の地域を対象に、地震被害想定、モニタリングシステム構築を提案し、現地政府の減災・防災プロジェクトに参画しております。また、地震災害以外にも、近年の異常気象にともなう豪雨災害や地質災害について、中国、新興国を中心に現地のニーズに適合する災害用モニタリングシステムを提供するための生産拠点を中国に設けることによる市場拡大への取組みを加速しています。

環境分野については、国内市場では震災で発生した新たな環境問題であるがれき処理や放射能汚染などに加え、エネルギー政策の見直しを背景にした地中熱ビジネス、メタンハイドレート開発時の環境評価関連ビジネス等への参入を進めています。また、海外市場では地球温暖化対策の二酸化炭素 CO_2 地中貯留モニタリングのサービスを始めるなど、地球環境分野の世界的な市場展開を目指して積極的に取り組んでいます。

更に新たな分野として、資源開発や地震防災など多様な事業展開が期待できる三次元海洋探査事業への参入準備や砂漠の緑化の研究に着手するなど、当社グループの今後の成長に必要な新たな市場開発に向けた開発投資を今後も強化してまいります。

Ⅲ　大規模買付ルールの内容

当社取締役会が設定する大規模買付ルール（以下「本ルール」といいます。）とは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後にのみ大規模買付けを開始できる、というものです。

１．対象となる行為

本ルールは、下記①または②に該当する行為またはこれに類似する行為（以下「大規模買付行為」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付行為を行う者、また

は提案する者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本ルールに定められる手続きに従うこととします。

①当社が発行者である株券等（※1）について、保有者（※2）の株券等保有割合（※3）が20%以上となる買付け

②当社が発行者である株券等（※4）について、公開買付け（※5）に係る株券等の株券等所有割合（※6）及びその特別関係者（※7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

※1　金融商品取引法第27条の23第1項に定義される「株券等」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※2　金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を含みます。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※3　金融商品取引法第27条の23第4項に定義される「株券等保有割合」を意味します。この場合、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に定義される「保有株券等の数」を意味します。）も計算上考慮されるものとします。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※4　金融商品取引法第27条の2第1項に定義される「株券等」を意味します。

※5　金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※6　金融商品取引法第27条の2第8項に定義される「株券等所有割合」を意味します。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

※7　金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本ルールにおいて別段の定めがない限り同じとします。

２．独立委員会

（１）独立委員会の設置

当社は、本ルールの導入と同時に、当社において独立委員会を組成いたします。

独立委員会は、本ルールにおける手続きの客観性、合理性及び透明性を確保する観点から、本ルールの適用対象となる大規模買付行為を行おうとする買付者等から提供を受ける情報の内容の検討、本ルールの適用対象となる大規模買付行為の内容の検討、対抗措置の発動要件の該当性及び具体的な対抗措置の内容の相当性の検討、その他の当社が本ルールに従った手続きを進行するに当たり必要となる事項として当社取締役会が定める事項についての検討を行い、当社取締役会にその検討結果を通知するものとします。また、当社取

締役会は、独立委員会の検討結果を最大限尊重して、本ルールの手続きを進行いたします。

（２）独立委員会の構成

独立委員会は、3 人以上の委員によって構成されます。

独立委員会の委員は、独立委員会が公正で中立的な判断を行うことができるよう、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外役員及び外部有識者の中から当社取締役会が選任することといたします。

独立委員会の委員となる外部有識者は、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項などを含む契約を当社との間で締結した者でなければならないものとします。

なお、本日開催の取締役会において別紙１の 3 名を選任いたしました。委員の任期は平成25年3月に開催される当社定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとしております。

（３）独立委員会の運営

独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数の賛同をもって行うものとします。

３．当社に対する意向表明書の提出

買付者等は、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、大規模買付行為の実行に先立ち、当社取締役会に対して、別紙２に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）及び当該買付者等が大規模買付行為に際して本ルールに定める手続きを遵守する旨の誓約文言などを記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により提出していただきます。

４．当社に対する大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記３．の意向表明書を受領後 10 営業日以内に、買付者等に対し、買付者等が行おうとする大規模買付行為を評価するために必要な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを交付して情報提供を求めます。大規模買付情報の具体的内容は買付者等の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は別紙３に定めるとおりです。　当社取締役会は、買付者等から大規模買付情報を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。当社取締役会及び独立委員会は、当該大規模買付情報が、買付者等が行おうとする大規模買付行為を評価するために不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対して、大規模買付情報のリストに基づく情報・資料等に加え、さらに追加情報（以下「本追加情報」といいます。）を提出するように求めるものといたします。

５．当社取締役会及び独立委員会による検討作業

（１）当社取締役会による検討作業

買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものも含みます。）の提供が十分になされたと当社取締役会が認めた場合、当社による検討期間（以下「本ルール検討期間」といいます。）として以下の期間（当該情報・資料等の提供が完了した日の翌日を起算日とします。）を設定します。なお、本ルール検討期間は、独立委員会の意見も踏まえ、合理的理由により延長される場合があります（延長された場合、当該理由は必要により開示されるものとします。）。

①対価を円貨現金のみとする公開買付けによる当社全株券等（金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義される「株券等」を意味します。）の買付けの場合は、原則として 60 日間を超えない期間

②その他の大規模買付行為の場合は、原則として 90 日間を超えない期間

当社取締役会は、本ルール検討期間において買付者等から提供された情報・資料等に基づき、必要に応じ当社の企業価値・株主共同の利益の毀損を防止するための措置などについて買付者等と交渉し、または、株主の皆様に対する代替措置の提案などを行うことがあります。

（２）独立委員会による検討作業

①独立委員会は、本ルール検討期間内において、本ルールの適用対象となる大規模買付行為の内容、当社取締役会の提案する代替措置の内容及び買付者等と当社との協議・交渉等を踏まえて、買付者等及び本ルールの適用対象となる大規模買付行為について独立委員会としての意見（本ルールの適用対象となる大規模買付行為が別紙４に記載する「当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと評価する場合」であるか否かに関する意見を含みます。）を決定するため、必要な検討を行い、その結果を当社取締役会に通知するものとします。

②独立委員会は、当社取締役会に対して、本ルールの適用対象となる大規模買付行為に対する当社取締役会における検討状況、代替案がある場合における代替案、その他独立委員会の意見の決定のために必要と判断した情報を提供するよう要請することができます。また、独立委員会は、当社の取引先、顧客その他の利害関係者に対しても、情報の提供を求める場合があります。

（３）大規模買付行為の停止

大規模買付行為は、本ルール検討期間中は行ってはならず、本ルール検討期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

６．大規模買付行為の評価方法

当社取締役会は、買付者等から受領した大規模買付情報、本追加情報及び当社取締役会が

独自に入手した情報等に基づき、独立委員会の検討の結果を最大限に尊重の上、買付者等による大規模買付行為が、当社の企業価値・株主共同の利益を害するものかを評価します。当社取締役会は、買付者等による大規模買付行為が別紙４に該当する場合、当該大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を害する大規模買付行為であると評価しますが、別紙４はあくまで例示であり当社取締役会がそのような評価をする場合はこれらに限られません。

当社取締役会が買付者等による大規模買付行為を当社の企業価値・株主共同の利益を害する大規模買付行為であると評価した場合には、当社は、独立委員会の意見も踏まえた上、関係法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、必要に応じ、取締役会決議、及び、当社取締役会が必要と判断した場合には株主総会決議による承認を取得の上、買付者等の買付手段、及び、当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものとします。

７．買付者等が本ルールに違反した場合の対抗措置

買付者等が、意向表明書を提出しないまま大規模買付行為を実行するなど本ルールを遵守しない場合、又は本ルールを遵守しない恐れがあると当社取締役会が判断した場合、当社は、本ルールに拘束されないものとします。この場合、当社は、独立委員会の意見も踏まえた上、関係法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、必要に応じ、取締役会決議、及び、当社取締役会が必要と判断した場合には株主総会決議による承認を取得の上、買付者等の買付手段、及び、当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものとします。

８．株主及び利害関係者に対する情報開示

当社取締役会は、独立委員会の検討の結果を最大限に尊重し、大規模買付行為の提案された事実とその概要、本必要情報、大規模買付情報、本追加情報の概要、及び当社取締役会による検討内容（本ルール検討期間の開始日及び終了日を含みます。）、その他買付者等から受けた情報のうち、当社取締役会が適切と判断する事項について、当社取締役会が適切と判断する時期及び方法により情報開示を行うものとします。

９．大規模買付ルールの有効期間、廃止及び変更

本ルールの有効期間は平成 24 年 10 月 16 日から平成 27 年 3 月に開催される当社定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までといたします。また、有効期間の満了前であっても、当社取締役会は、随時本ルールの再検討を行い、内容の見直しを行う場合があります。

本ルールが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実、及び、（変更の場合には）変更内容、その他当社取締役会が適切と認める事項について速やかに情報開示を行います。

以上

別紙１

独立委員会の委員略歴（50 音順）

赤松　俊武（あかまつ　としたけ）　昭和 19 年 1 月 15 日生

昭和 44 年 4 月　尾崎・桃尾法律事務所
昭和 46 年 6 月　米国イリノイ大学ロースクール留学
昭和 54 年 6 月　赤松俊武法律事務所開設（現在に至る）
平成 17 年 6 月　月島機械株式会社　社外監査役（現在に至る）
平成 20 年 3 月　東部瓦斯株式会社　社外監査役（現在に至る）

藤原　藤一（ふじわら　とういち）　昭和 18 年 10 月 5 日生

昭和 45 年 4 月　東京地方検察庁検事
昭和 53 年 6 月　米国ミシガン大学ロースクール留学
平成 6 年 12 月　東京地方検察庁総務部長
平成 11 年 4 月　宮崎地方検察庁検事正
平成 13 年 7 月　最高検察庁公判部部長
平成 14 年 10 月　公証人（霞が関公証役場）
平成 16 年 4 月　千葉大学法科大学院講師
平成 22 年 4 月　日本司法支援センター監事（現在に至る）

村上　隆男（むらかみ　たかお）　昭和 20 年 8 月 14 日生

昭和 44 年 4 月　サッポロビール株式会社
（現　サッポロホールディングス株式会社）入社
平成 11 年 3 月　同社　執行役員　製造本部製造部長
平成 13 年 3 月　同社　常務執行役員　営業本部商品開発部長
平成 15 年 7 月　サッポロビール株式会社（新会社）
取締役兼専務執行役員　生産技術本部長
平成 16 年 3 月　サッポロホールディングス株式会社　常務取締役
平成 17 年 3 月　同社　代表取締役社長兼グループＣＥＯ
平成 23 年 3 月　同社　代表取締役会長（現在に至る）

以上

別紙２

意向表明書に記載していただく情報

１．買付者等の概要
（１）氏名または名称及び住所または所在地
（２）代表者の役職及び氏名
（３）会社等の目的及び事業の内容
（４）大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位 10 名）の概要
（５）国内連絡先
（６）設立準拠法
２．買付者等が現に保有する当社の株券等の数及び意向表明書提出前 180 日間における買付者等の当社の株券等の取引状況
３．買付者等が提案する大規模買付行為の概要
（１）買付者等が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数
（２）買付者等が提案する大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後の当社の株券等の第三者への譲渡、または、重要提案行為等その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）
（３）大規模買付行為の買付予定価格

以上

別紙３

大規模買付情報

１．買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等、株券等の保有状況及び取引状況を含みます。）
２．大規模買付行為の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（大規模買付行為の対価の種類及び金額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の現実的可能性等を含みます。）
３．大規模買付行為の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）
４．大規模買付行為の資金の裏付け（資金提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
５．大規模買付行為の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
６．大規模買付行為の後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇などの方針
７．当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
８．その他当社取締役会が合理的に必要と判断する情報

以上

別紙４

当社の企業価値・株主共同の利益を害するものと評価する場合（例示）

１．下記に掲げる行為、その他これに類似する行為により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす恐れのある大規模買付行為である場合

（１）株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

（２）当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価で買付者等やそのグループ会社などに移譲させるなど、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行う行為

（３）当社の資産を買付者等やそのグループ会社などの債務の担保や弁済原資として流用する行為

（４）当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産などを処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

２．買付者等の提示する当社株券等の買付方法が、最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、大規模買付行為を行う場合（いわゆる強圧的二段階買収）

３．当社に、当該大規模買付行為に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる大規模買付行為である場合

４．当社株主に対して、本必要情報、大規模買付情報等、本追加情報、大規模買付行為の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる大規模買付行為である場合

５．買付者等の意図する経営方針及び事業計画等が不十分または不適当であることなどのため当社と当社利害関係者との間の信頼関係・取引関係等を破壊する、または当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する重大な恐れのある大規模買付行為である場合

６．大規模買付行為の条件（対価の種類・価格、大規模買付行為の時期、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実行の蓋然性、大規模買付行為の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇などの方針を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑み、著しく不十分または不適当な大規模買付行為である場合

７．買付者等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

以上